

## 再商品化義務量の算定に係る量、比率等（案）について

平成18年10月11日  
経済産業省

I. 個々の特定事業者の業種区分ごとの再商品化義務量は、ガラス製容器（無色、茶色及びその他の色）、飲料又はしょうゆ用のPETボトル（以下「PETボトル」という。）、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の6種類の「特定分別基準適合物」ごとに、業種区分ごとの再商品化義務量（A）に、以下の比率（B/C）を乗じることにより、算定される。

[主務省令で定める方法により個々の特定事業者が算定]		
個々の特定事業者の業種ごとの再商品化義務量	= 業種区分ごとの再商品化義務量 (A) [主務大臣の公表数値により算定可]	× $\frac{\text{個々の特定事業者の容器包装廃棄物の排出見込量 (B)}}{\text{当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量 (C)}}$
<表7> [主務大臣が公表]		

※複数の業種で事業を実施している事業者の再商品化義務量は、上式に基づく業種区分ごとの量の合計量となる。

(1) 業種区分ごとの再商品化義務量（A） → 「Ⅲ(1)」参照

…主務省令や、主務大臣が定める数値等により、機械的に算出される。

※再商品化義務量とは、個々の特定事業者が再商品化の義務を負う「特定分別基準適合物」の量であり、概念的には家庭から排出された容器包装廃棄物のうち、分別収集・再商品化されるものに相当する。

(2) 個々の特定事業者の当該業種における容器包装廃棄物の排出見込量（B）

個々の特定事業者の当該業種における容器包装廃棄物の排出見込量(B)は、主務省令で規定される自主算定方式、又は簡易算定方式（自主算定方式ができない場合に限る）のいずれかの算定方法により、個々の特定事業者が自ら算出する。

### ①自主算定方式

用いる又は製造等する容器包装の量から、

- a. 自ら回収する量等
- b. その他容器包装廃棄物として排出されない量

を差し引いた量を排出見込量（B）とする。

(B) =	$\left[ \begin{array}{l} \text{当該年度において販売} \\ \text{する商品に用いる又は} \\ \text{製造等する容器包装の} \\ \text{量} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{当該量のうち自ら又} \\ \text{は他者への委託によ} \\ \text{り回収する量} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{その他容器包装廃棄物とし} \\ \text{て排出されない量} \end{array} \right]$
-------	--

### ②簡易算定方式

用いる又は製造等する容器包装の量から自ら回収する量等を差し引いた量に、（100－事業系比率）（%）を乗じた量を(B)とする。

(B) =	$\left[ \begin{array}{l} \text{当該年度において販売} \\ \text{する商品に用いる又は} \\ \text{製造等する容器包装の} \\ \text{量} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{当該量のうち自ら又} \\ \text{は他者への委託によ} \\ \text{り回収する量} \end{array} \right] \times (100 - \text{事業系比率}) (\%)$	<表6>
[個々の特定事業者が算定]		

## II. 量、比率等の設定方法

本資料中に示す具体的な量、比率等は、

- ・「容器包装利用・製造等実態調査」（主務省5省による総務省承認統計調査（経済産業省及び農林水産省が事務手続き）。以下「実態調査」という。）
- ・「容器包装廃棄物分類調査」（環境省による調査。以下「分類調査」という。）

の2つの基礎調査によって得られたデータ等を基に設定した。

※ただし、PETボトルについては「実態調査」から得られたデータのみを利用した。

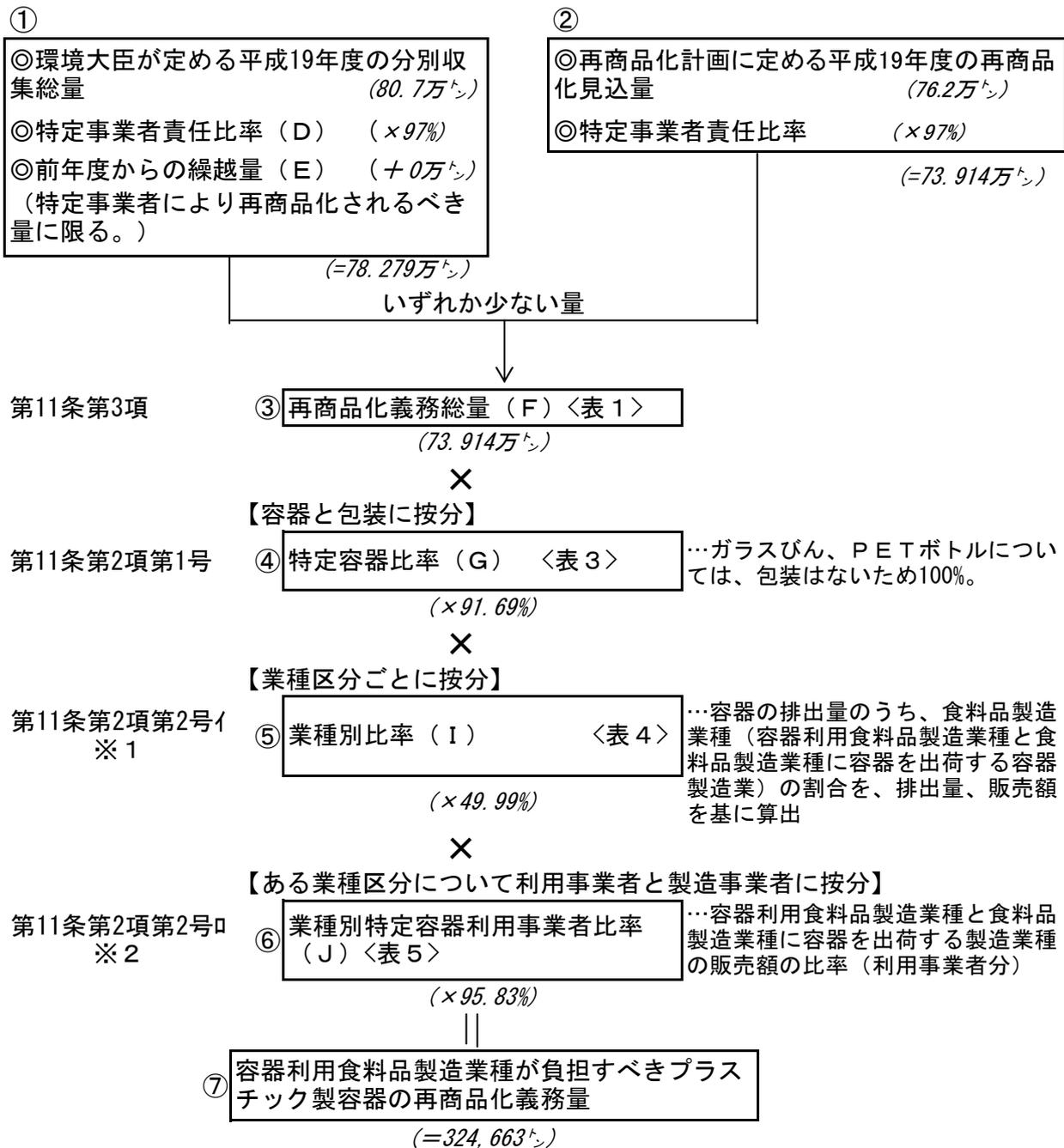
また、全ての量、比率等は、昨年と同様に2年移動平均値を最終数値とした。

### Ⅲ. 業種区分ごとの再商品化義務量の算定

#### (1) 業種の区分ごとの再商品化義務量(A)の算定方法

業種の区分ごとの再商品化義務量は、各年度ごとに以下のように算定される。

(以下、モデルケースとして、平成19年度において、特定容器利用食料品製造業種が負うべき特定分別基準適合物(プラスチック製容器)についての再商品化義務量を算出。)



※1：排出量は販売額の比率で補正

※2：容器製造等事業者については、⑥が(1-⑥)の比率に置き換わる。

(2) 再商品化計画及び分別収集計画

公布：平成18年1月30日

施行：平成18年4月 1日

< 再商品化計画（再商品化見込量） >

(単位：千トン)

業種の区分	H18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
ガラスびん（無色）	150	150	150	150	150
ガラスびん（茶色）	160	160	160	160	160
ガラスびん（その他の色）	130	140	140	140	140
PETボトル	396	400	403	405	406
紙製容器包装	468	468	468	468	468
プラスチック製容器包装	742	762	850	936	941

公布：平成18年1月30日

施行：平成18年4月 1日

< 分別収集計画量 >

(単位：千トン)

業種の区分	H18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
ガラスびん（無色）	392	394	395	396	395
ガラスびん（茶色）	335	337	339	340	340
ガラスびん（その他の色）	191	193	194	195	196
PETボトル	285	300	316	331	345
紙製容器包装	155	167	176	190	199
プラスチック製容器包装	724	807	893	965	1,011

(3) 特定事業者責任比率 (D) 及び再商品化義務総量 (F)

特定事業者責任比率 (D) 及び平成19年度の再商品化義務総量 (F) は、以下のとおり設定した。

< 表 1 >

特定分別基準適合物	H19年度の分別収集見込総量(7)(見込み)	H19年度の再商品化見込総量(イ)	(7)、(イ)のうちいずれか少ない量(見込み)を基礎として算出した量	特定事業者責任比率(D)	H19年度の再商品化義務総量(F)
	千トン	千トン	千トン	%	トン
1.ガラスびん(無色)	394	150	150	94	141,000
2.ガラスびん(茶色)	337	160	160	75	120,000
3.ガラスびん(その他の色)	193	140	140	89	124,600
4.PETボトル	300	400	300	100	300,000
5.紙製容器包装	167	468	64*	98	62,720
6.プラスチック製容器包装	807	762	762	97	739,140

(\*) : 分別収集見込総量から、環境省が調査した市町村独自処理(103千トン)を差し引いた量

なお、小規模事業者分は市町村により処理されることとなる。

< 表 2 >

特定分別基準適合物	小規模事業者分の比率	前年度
1.ガラスびん(無色)	6%	(7%)
2.ガラスびん(茶色)	25%	(21%)
3.ガラスびん(その他の色)	11%	(12%)
4.PETボトル	0%	(0%)
5.紙製容器包装	2%	(4%)
6.プラスチック製容器包装	3%	(5%)

(4) 特定容器比率 (G)

特定容器比率 (G) は、以下のとおり設定した。

なお、ガラス製容器及びPETボトルは、いずれも特定容器のみであって特定包装はないため、本比率は100%とする。

< 表 3 >

特定分別基準適合物	容器比率	前年度
5.紙製容器包装	87.13%	(85.81%)
6.プラスチック製容器包装	91.69%	(92.70%)

(5) 業種別比率 (I)

業種別比率 (I) は、以下のとおりに設定した。

< 表 4 >

(単位：%)

業種の区分	ガラス製容器			PETボトル
	無色	茶色	その他	
1. 食料品製造業	49.14 (50.84)	5.57 (8.62)	4.95 (6.76)	3.18 (3.59)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	21.42 (19.24)	33.14 (32.68)	21.68 (17.41)	93.77 (92.48) ※
3. 酒類製造業	26.10 (25.20)	14.80 (12.22)	71.68 (72.66)	3.05 (3.93)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業				
5. 医薬品製造業	1.04 (1.19)	45.98 (45.90)	0.43 (1.06)	
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	2.03 (2.88)	0.16 (0.11)	0.96 (1.27)	
7. 小売業				
8. その他の事業	0.27 (0.65)	0.35 (0.47)	0.30 (0.84)	
合 計	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)

※＝清涼飲料製造業

上段：平成19年度の最終数値案

下段：( )内は平成18年度の最終数値

< 表 4 >

(単位：%)

業種の区分	紙製 容器	プラスチック製 容器
1. 食料品製造業	39.76 (36.05)	49.99 (46.00)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	4.67 (3.05)	4.54 (3.02)
3. 酒類製造業	2.72 (2.54)	0.38 (0.41)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	5.81 (5.54)	5.21 (4.35)
5. 医薬品製造業	3.55 (3.74)	2.46 (2.63)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	2.94 (3.84)	4.35 (5.26)
7. 小売業	12.28 (14.04)	25.69 (28.27)
8. その他の事業	28.27 (31.20)	7.38 (10.06)
合 計	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)

上段：平成19年度の最終数値案

下段：（ ）内は平成18年度の最終数値

(6) 業種別特定容器利用事業者比率 (J)

業種の区分ごとの特定容器利用事業者と特定容器製造等事業者の再商品化義務量の比率 (業種別特定容器利用事業者比率) は、以下のとおり設定した。

< 表 5 >

(単位: %)

業種の区分	ガラス製容器						PETボトル	
	無色		茶色		その他		利用	製造等
	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等		
1. 食料品製造業	94.70 (94.34)	5.30 (5.66)	98.85 (98.07)	1.15 (1.93)	97.26 (97.11)	2.74 (2.89)	89.82 (88.15)	10.18 (11.85)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	92.56 (93.25)	7.44 (6.75)	89.59 (87.68)	10.41 (12.32)	86.77 (91.02)	13.23 (8.98)	84.12 (83.54) ※	15.88 (16.46) ※
3. 酒類製造業	94.31 (93.26)	5.69 (6.74)	94.93 (95.90)	5.07 (4.10)	96.17 (95.05)	3.83 (4.95)	92.41 (91.10)	7.59 (8.90)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業								
5. 医薬品製造業	99.53 (99.30)	0.47 (0.70)	95.59 (95.09)	4.41 (4.91)	99.39 (99.43)	0.61 (0.57)		
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	98.94 (98.79)	1.06 (1.21)	97.54 (97.91)	2.46 (2.09)	99.22 (99.29)	0.78 (0.71)		
7. 小売業								
8. その他の事業	99.18 (99.33)	0.82 (0.67)	99.99 (99.93)	0.01 (0.07)	99.85 (99.73)	0.15 (0.27)		

※=清涼飲料製造業

上段: 平成19年度の最終数値案

下段: ( ) 内は平成18年度の最終数値

< 表 5 >

(単位：%)

業種の区分	紙製 容器		プラスチック製 容器	
	利用	製造等	利用	製造等
1. 食料品製造業	96.35 (95.81)	3.65 (4.19)	95.83 (97.40)	4.17 (2.60)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	92.08 (91.13)	7.92 (8.87)	96.19 (96.52)	3.81 (3.48)
3. 酒類製造業	96.06 (86.03)	3.94 (13.97)	99.01 (98.69)	0.99 (1.31)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	95.35 (94.65)	4.65 (5.35)	90.32 (88.35)	9.68 (11.65)
5. 医薬品製造業	99.44 (99.50)	0.56 (0.50)	98.79 (98.96)	1.21 (1.04)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	99.08 (98.81)	0.92 (1.19)	95.19 (94.15)	4.81 (5.85)
7. 小売業	98.98 (99.25)	1.02 (0.75)	99.16 (99.27)	0.84 (0.73)
8. その他の事業	99.36 (99.11)	0.64 (0.89)	99.05 (98.90)	0.95 (1.10)

上段：平成19年度の最終数値案

下段：( )内は平成18年度の最終数値

(7) 事業系比率

事業系比率は以下のとおり設定した。

< 表 6 >

(単位：%)

業種の区分	ガラス製容器						PETボトル	
	無色		茶色		その他		利用	製造等
	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等		
1. 食料品製造業	0	0	5	0	0	0	15	5
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	15	0	40	0	0	0	15	0
3. 酒類製造業	25	5	25	5	20	10	20	0
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業								
5. 医薬品製造業	40	5	20	0	50	0		
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	0	0	0	0	10	0		
7. 小売業								
8. その他の事業	25	0	75	0	5	0		

※＝清涼飲料製造業

< 表 6 >

(単位：%)

業種の区分	紙製容器		プラスチック製容器	
	利用	製造等	利用	製造等
1. 食料品製造業	15	0	20	5
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	20	0	25	0
3. 酒類製造業	10	5	20	5
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	5	10	10	5
5. 医薬品製造業	40	0	55	25
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	5	0	10	0
7. 小売業	25	10	5	10
8. その他の事業	40	10	60	20

包装（各業種共通）	30		25	
-----------	----	--	----	--

(参考) 100-事業系比率は以下のとおり。

< 表 6 (参考) >

(単位: %)

業種の区分	ガラス製容器						PETボトル	
	無色		茶色		その他		利用	製造等
	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等		
1. 食料品製造業	100	100	95	100	100	100	85	95
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	85	100	60	100	100	100	85 ※	100 ※
3. 酒類製造業	75	95	75	95	80	90	80	100
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業								
5. 医薬品製造業	60	95	80	100	50	100		
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	100	100	100	100	90	100		
7. 小売業								
8. その他の事業	75	100	25	100	95	100		

※=清涼飲料製造業

< 表 6 ( 参 考 ) >

( 単 位 : % )

業種の区分	紙製 容器		プラスチック製 容器	
	利 用	製 造 等	利 用	製 造 等
1. 食料品製造業	85	100	80	95
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	80	100	75	100
3. 酒類製造業	90	95	80	95
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	95	90	90	95
5. 医薬品製造業	60	100	45	75
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	95	100	90	100
7. 小売業	75	90	95	90
8. その他の事業	60	90	40	80

包装（各業種共通）	70		75	
-----------	----	--	----	--

(8) 当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量 (C)

当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量 (C) は、以下のとおり設定した。

< 表 7 >

(単位：トン)

業種の区分	ガラス製容器						PETボトル	
	無色		茶色		その他		利 用	製 造 等
	利 用	製 造 等	利 用	製 造 等	利 用	製 造 等		
1. 食料品製造業	276,616 (302,571)	315,010 (357,559)	19,116 (28,718)	28,999 (43,586)	9,117 (11,263)	9,921 (12,923)	14,434 (14,086)	15,886 (16,105)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	120,257 (113,242)	138,517 (131,612)	113,861 (120,134)	187,963 (193,455)	39,752 (30,433)	42,738 (30,841)	424,139 (370,700) ※	504,829 (443,144) ※
3. 酒類製造業	147,072 (150,782)	179,036 (181,688)	49,637 (43,729)	103,551 (85,547)	132,889 (127,724)	150,608 (149,033)	13,826 (15,366)	17,649 (18,558)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業								
5. 医薬品製造業	5,812 (6,707)	7,952 (9,236)	158,404 (173,930)	227,207 (257,926)	802 (1,595)	1,239 (3,145)		
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	11,442 (14,862)	12,015 (12,802)	1,041 (731)	1,340 (918)	1,788 (2,709)	2,048 (1,841)		
7. 小売業								
8. その他の事業	1,516 (3,620)	1,049 (1,670)	1,199 (1,810)	319 (1,843)	546 (1,352)	88 (258)		

※＝清涼飲料製造業

上段：平成19年度の最終数値案

下段：( )内は平成18年度の最終数値

< 表 7 >

(単位：トン)

業種の区分	紙製 容器		プラスチック製 容器	
	利 用	製造等	利 用	製造等
1. 食料品製造業	279,807 (288,754)	318,717 (385,280)	446,391 (458,803)	501,447 (649,213)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	32,379 (24,223)	45,370 (53,960)	40,258 (29,853)	72,858 (71,208)
3. 酒類製造業	19,685 (19,678)	19,538 (26,206)	3,456 (4,094)	4,828 (7,231)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	40,862 (44,574)	43,935 (56,284)	46,433 (42,852)	51,835 (69,303)
5. 医薬品製造業	24,958 (30,346)	32,728 (38,733)	22,137 (26,274)	41,524 (57,258)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	20,696 (31,310)	19,827 (25,573)	39,125 (52,910)	54,196 (70,438)
7. 小売業	86,552 (113,918)	127,830 (160,274)	230,569 (283,860)	227,451 (255,970)
8. その他の事業	199,175 (252,756)	374,747 (556,490)	66,431 (101,784)	212,619 (260,183)

包装（各業種共通）	172,366 (195,758)		105,018 (102,219)	
-----------	----------------------	--	----------------------	--

上段：平成19年度の最終数値案

下段：（ ）内は平成18年度の最終数値

(参考)

## 紙製容器包装の再商品化義務総量について

### 1. 経緯

紙製容器包装については、市町村分別収集量に占める市町村独自処理量の割合が大きい等の理由により、容器包装リサイクル法施行当初より分別収集見込量と指定法人引取実績量の間大きな乖離が生じていた。

一方、平成12年度～平成14年度までの間、国は分別収集見込み量に特定事業者責任比率を乗じた数値を再商品化義務総量と定めていたが、指定法人は、当該義務総量に基づき事業計画を策定するため、結果として、指定法人が特定事業者から過大に再商品化委託料を徴収する要因となっていた（過大徴収分は、次年度以降精算）。

このため、平成15年度より、指定法人が特定事業者から過大な再商品化委託料を徴収しないようにすることを目的として、分別収集見込量から環境省が調査した市町村独自処理見込量を差し引いた量に基づき再商品化義務総量を算定することとしている。

### 2. 平成19年度の再商品化義務総量の算定について

環境省の調査によると、平成19年度についても、依然、市町村分別収集見込量に占める市町村独自処理見込量の割合が大きかったことから、平成15年度から平成18年度まで同様、分別収集見込量から市町村独自処理見込量を控除した量64千トンに特定事業者責任比率を乗じて再商品化義務総量を算定することとした。

なお、その他の品目については、これまでと同様の理由（ガラスびん及びプラスチック容器包装：再商品化義務総量は、再商品化見込量に基づく数値であり、分別収集見込量の影響は受けていない。ペットボトル：市町村分別収集見込量に占める市町村独自処理見込量の割合が小さく、再商品化義務総量に大きな影響を及ぼさない。）により、市町村独自処理見込量を勘案せずに再商品化義務総量を算定することとした。

平成19年度の分別収集見込量及び市町村独自処理見込量

(単位：千トン)

		分別収集見込量 (A)	Aのうち独自処理見込量
ガラスびん	無色	394	237
	茶色	337	169
	その他の色	193	62
紙製容器包装		167	103
ペットボトル		300	83
プラスチック製容器包装		807	56

出所：環境省調査

### (参考)

特定事業者に対する再商品化義務総量の算定は、容器包装リサイクル法第11条第3項に基づき、分別収集見込量と再商品化見込量のいずれか少ない量に特定事業者責任比率を乗じて得た量を基礎として主務大臣が定める量と規定されている。